

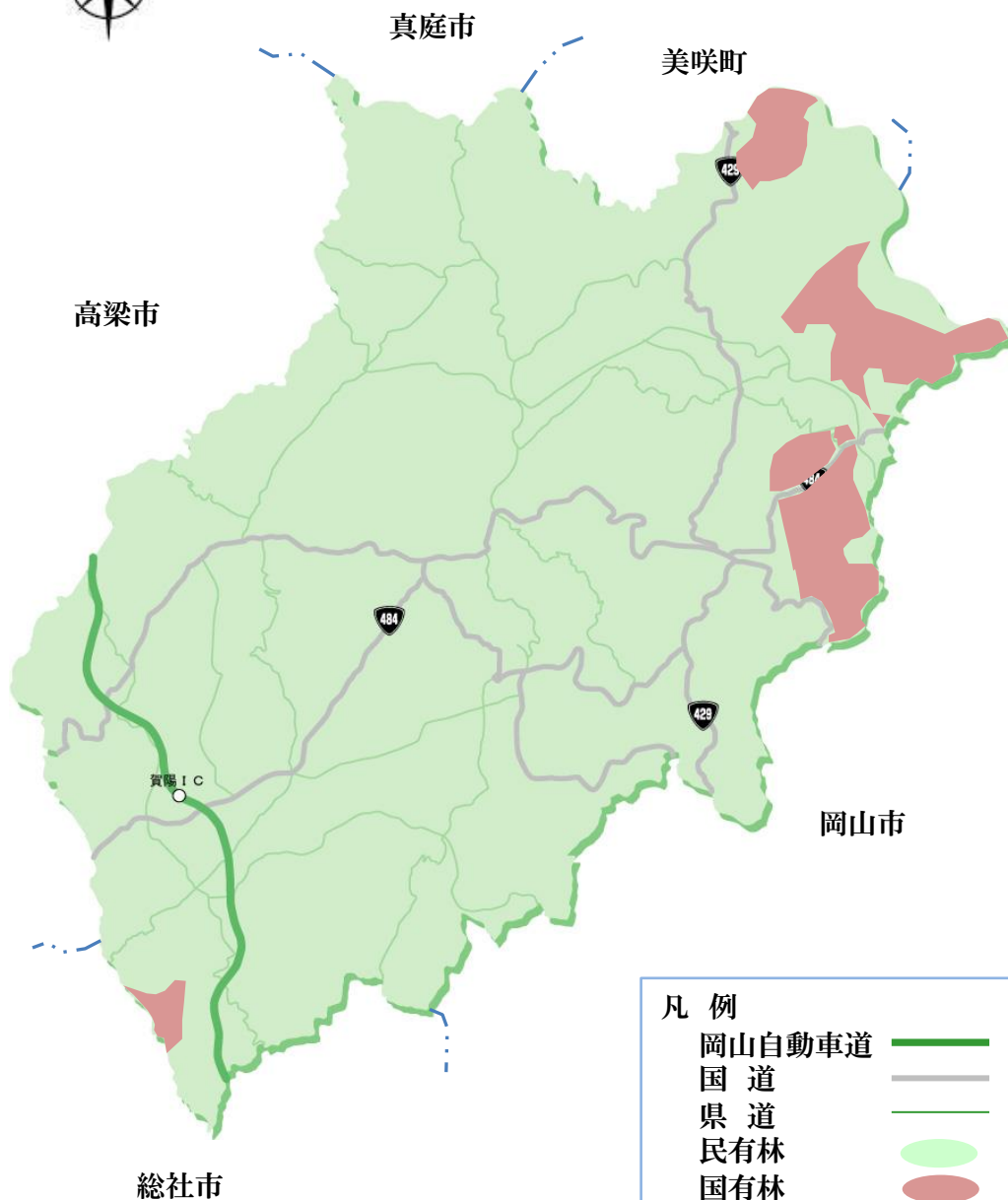
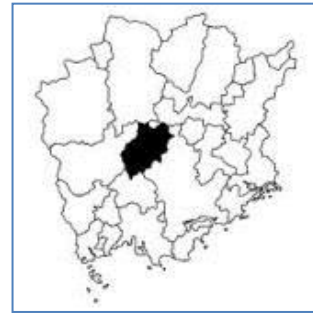
# 吉備中央町森林整備計画

計画期間 自 平成26年 4月 1日  
至 平成36年 3月31日



## 吉備中央町

# 市町村位置図



## 凡例

- 岡山自動車道
- 国道
- 県道
- 民有林
- 国有林

※民有林エリアは宅地等を含む

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題 P 1
- 2 森林整備の基本方針 P 1
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針 P 5

II 森林整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
  - 1 樹種別の立木の標準伐期齢 P 5
  - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 P 6
  - 3 その他必要な事項 P 7
- 第2 造林に関する事項
  - 1 人工造林に関する事項 P 7
  - 2 天然更新に関する事項 P 9
  - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 P 1 1
  - 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 P 1 1
  - 5 その他必要な事項 P 1 2
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
  - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 P 1 2
  - 2 保育の種類別の標準的な方法 P 1 3
  - 3 その他必要な事項 P 1 4
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
  - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 P 1 4
  - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 P 1 6
  - 3 その他必要な事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
  - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 P 1 9
  - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 P 1 9
  - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 P 1 9
  - 4 その他必要な事項 P 1 9
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
  - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 P 1 9
  - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 P 2 0
  - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 P 2 0
  - 4 その他必要な事項 P 2 0
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
  - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 P 2 0
  - 2 路網整備と併せて効果的な森林施業を推進する区域に関する事項 P 2 2
  - 3 作業路網の整備に関する事項 P 2 2

4	その他必要な事項	P 2 5
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	P 2 5
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	P 2 5
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	P 2 6
<b>Ⅲ</b>	<b>森林の保護に関する事項</b>	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	P 2 6
2	その他必要な事項	P 2 7
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	P 2 7
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	P 2 8
3	林野火災の予防の方法	P 2 8
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	P 2 8
5	その他必要な事項	P 2 8
<b>Ⅳ</b>	<b>森林の保健機能の増進に関する事項</b>	
1	保健機能森林の区域	P 2 9
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	P 2 9
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	P 3 0
4	その他必要な事項	P 3 0
<b>Ⅴ</b>	<b>その他森林の整備のために必要な事項</b>	
1	森林経営計画の作成に関する事項	P 3 0
2	生活環境の整備に関する事項	P 3 1
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	P 3 1
4	森林の総合利用の推進に関する事項	P 3 1
5	住民参加による森林の整備に関する事項	P 3 2
6	その他必要な事項	P 3 2

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、岡山県の中央部に位置し、南は岡山市、総社市、西は高梁市、東は岡山市、北は真庭市、美咲町に接している丘陵高原地帯である。

本町の総面積は26,873haであり、そのうち森林面積は18,727haで総面積の約70%を占めている。民有林面積は、17,478haで、そのうちヒノキを主体とした人工林の面積は4,778haであり人工林率約27%で県平均よりも下回っている。また、35年生以下の若い林分が1,581haと約33%を占めており、今後、保育、間伐を適正に実施していくことが重要である。

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、様々な広葉樹が林立する天然生の樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

本町の北部は昔からスギ、ヒノキの造林が盛んに行われており、齢級構成も他の地域から比べて高く、伐期を迎える林分も多く存在することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効利用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要である。

東部の宇甘溪地区は天然林の広葉樹が広く存在し溪谷等の自然景観に優れ、地域及び都市住民の森林とのふれあいの場として活用が期待されている。

西部、中央部及び南部は天然の赤松が多く分布し、古くから松茸の生産地であったが、松くい虫の影響でその生産量は年々減少している。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。地域においては、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とし、森林の機能と望ましい姿を第1表のとおり定める。

ただし、地球環境保全機能は、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、区域設定の対象とはしないものとする。同様に、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとする。

第1表 森林の機能と望ましい姿

森林の機能	望ましい姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保かん健・レクリエーション文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、

林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第2表のとおり定める。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
<p>水源涵養機能</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
<p>山地災害防止機能 ／土壌保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

<p>快適環境形成機能</p>	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>文化機能史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>



<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。</p> <p>この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、第3表のとおり定める。この際、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

第3表 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
吉備中央町	40年	45年	35年	40年	15年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、その他必要な事項について定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐	<p>皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。</p>
択伐	<p>択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからオまでに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法

について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

### 3 その他必要な事項

次に掲げる森林については、「久遠の森」として町が指定した町有林であり原則禁伐とする。ただし、間伐は実施することとし、被害木、枯損木等は伐採する。また、必要に応じて受光伐等景観に配慮した施業及び複層林施業を行うこととする。

#### 禁伐とする区域

森林の区域	備 考
加茂山国有林隣接地 15.84ha	ストックファーム町有林
89林班の内 1.77ha	大師山町有林
38林班の内 6.49ha	溝部恩木水源林
135林班の内 8.17ha	宇甘溪町有林

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を第4表のとおり定める。なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、特定の区域に限って適用すべき人工造林の対象樹種を設定する場合は、林小班を指定し当該区域を表示する。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

第4表 人工造林の対象樹種等

区 分	樹 種 名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ、ヤマザクラ、ナラ等

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を第5表のとおり定める。

なお、特定の区域に限って適用すべき植栽本数については、備考欄に当該区域を表示する。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

第5表 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ ヒノキ	密仕立て	4,500	
	〃	4,000	
	中仕立て	3,300	
	疎仕立て	3,000	
マツ	中仕立て	5,000	
クヌギ	中仕立て	3,000	

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地ごしらえの方法、植付けの方法、植栽時期その他必要な事項についてを第6表のとおり定める。

第6表 その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性がある箇所については、生木棚積地存えを行い、林地の保全に努めることとする。

<p>植付けの方法</p>	<p>正方植えを原則とし、植付けは丁寧とする。                  気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めることとする。                  コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業の導入に努めることとする。</p>
<p>植栽の時期</p>	<p>春植えは、3月中旬～4月上旬までに行うことを基本とする。                  秋植えは、気候その他の条件を勘案し、苗木の根の成長が鈍化した時期（11月頃）に行う。</p>

**(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間**

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を定めるものとする。

**2 天然更新に関する事項**

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、別添の岡山県天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることとする。

**(1) 天然更新の対象樹種**

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を第7表のとおり定める。

**第7表 天然更新の対象樹種**

<p>天然更新の対象樹種</p>	<p>岡山県天然更新完了基準に準ずる</p>
<p>ぼう芽による更新が可能な樹種</p>	<p>同上</p>

**(2) 天然更新の標準的な方法**

**ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数**

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を第8表に定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定める。

第8表 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
岡山県天然更新完了基準に準ずる	同左

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について第9表に定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行う。

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
- ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

第9表 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	種子の発芽条件、生育条件を改善するために、林床植物の除去とともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し、A層を表面に露出させ種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	植栽後に獣階又は気象害等により、植栽した苗木が枯損した場合等に、その空間を埋めるために植栽を行う作業。

芽 か き	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じ、ぼう芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。
-------	--

**ウ その他天然更新の方法**

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を定めるとともに、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図る。

**(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間**

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

**3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在**

地域森林計画で定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保することを旨として、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して第10表に定める。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

なお、森林の区域は、林班、小班等により特定できるように森林計画図に表示する。

**第10表 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在**

森林の区域	備 考
該当なし	

注 森林の区域は、林班、小班等により特定できるように表示する。

**4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準**

**(1) 造林の対象樹種**

**ア 人工造林の場合**

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

5 その他必要な事項

木材生産機能を有する森林については、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に応じた樹種及び径級に対応できるようにするため、単層林施業以外に複層林施業を導入して、常時多様な立木が存する森林造成を行うこととする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐を実施すべき標準的な林齢として間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について、第11表に定める。

なお、間伐の間隔は下表によらない場合、標準伐期齢に達しない森林については10年、標準伐期齢以上の森林については15年を限度とする。

第11表 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	小径材	3,300	14	19	24	29	<b>【選木方法】</b> 1,2回目は形質不良木を中心に3回目以降は形質不良木とともに成長の良い優勢木も選木の対象とする。 <b>【間伐量】</b> 中国地方林分密度管理図による。
	一般材		17	22	27	32	
	大径材		19	26	35	—	
ヒノキ	小径材	3,300	17	22	27	32	
	一般材		21	26	31	37	
	大径材		21	28	37	—	

注 上表は、スギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。



## 2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、第12表に定める。

ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切及び除伐とし、必要に応じてその他の保育についても定める。

イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定める。

この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に定める。

第12表 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈り	スギ	△	①	①	①	①	△										
	ヒノキ	△	①	①	①	①	①	①	△								
つる切り	スギ							←	△	→		←	△	→			
	ヒノキ									←	△	→					
除伐	スギ								←	△	→		←	△	→		
	ヒノキ									←	△	→		←	△	→	

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は、6～8月頃を目安とし、必要に応じて年数回行う。	

つる切り	下刈り後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、6月～8月頃を目安とする。	
除 伐	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。	

注 ○印は通常予想される実行標準、○内の数字は回数、△印は必要に応じて行う実行標準。

### 3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を定めるものとする。

また、森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業の制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案し、次の(1)及び(2)について記載する。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示し特定できるように記載する。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第13表により定める。

##### イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大

を図ることとする。

公益的機能別施業森林の区域で設定する施業の方法として、「伐期の延長を推進すべき森林」とする。森林の区域については、別表14により定める。

なお、当該区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

## (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

### ア 区域の設定

次の①～③の森林など、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第13表により定める。

#### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定める。

#### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定める。

#### ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定める。

## イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として「複層林施業を推進すべき森林」として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定める。

なお、長伐期施業を推進すべき森林区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢のおおむね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については、第14表により定める。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第13表により、必要に応じて定める。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示し特定できるようにする。

### (2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

第13表 区域の設定

区 分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(旧加茂川分) 1～179の内、本表次項目以降に定めた区域を除く区域  (旧賀陽分) 1～152の内、本表次項目以降に定めた区域を除く区域	15,602.39
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(公社分) (旧加茂川分) 1-ハ、18-チ・リ、19-ホ、20-イ、26-イ、29-ヘ・ト・チ、31-ハ・トの一部・リ・オ、35-イの一部、ロ～ホ、36-イ・ロ・ホ・ヘ、52-ヘ・ト、57-ホ・ト～リ、59-ハ、82-ホ～ト、96-ト～ヌ、97-イ、103-イ、112-ヘ、114-ハ、115-ヌ～ワ、120-イ、ロの一部、ハ・ヘ・ト、121-イの一部、ロの一部、ハ、123-ニ、127-ロ・ニ、130-ロ・ハ、134-ニの一部、135-イ・ハ・ニ、153-ロ、154-ハ、167-ト (旧賀陽分) 17-ハの一部、18-イの一部、ロ、20-イ、34-イ・ロ、70-ハ、71-ロの一部、94-ハの一部、122-イ	公社 297.13
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(旧加茂川分) 120の一部、135の一部、156の一部、157の一部 (旧賀陽分) 13の一部、14の一部	32.96
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(旧加茂川分) 4～8、98、111、127、128、131、137～139、143、144、151、160、161、164～167 (旧賀陽分) 4、6、11、17、24、39、40 (公社分) (旧加茂川分) 26ハ、28(ホ、ヘ)、31(カ、ワ)、132(ロの一部、ハ)	1,506.56 公社 39.43



		120の一部、135の一部、156の一部、157の一部 (旧賀陽分) 13の一部、14の一部	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	0
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	0

**3 その他必要な事項**

該当なし。

**第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

**1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針**

当該市町村における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大を図る。

**2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策**

不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法など、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

**3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項**

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入力方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進める。

**4 その他必要な事項**

該当なし。

**第6 森林施業の共同化の促進に関する事項**

**1 森林施業の共同化の促進に関する方針**

本町の一般民有林の森林所有者のうち森林面積が5ha未満の小規模森林所有者が多数を占めており、継続的かつ安定的な林業経営や適切な森林管理のためには、委託等による森林施業の共同化を図ることが重要である。

このため、町や森林組合、森林所有者等が連携し、地域ぐるみで森林施業の共同化を推進することとする。

また、森林施業の担い手である森林組合をはじめとする林業事業体に、経営や施業の委託を促進することにより、林業事業体の育成を図ることとする。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模森林所有者が多い中で適切かつ計画的な森林施業を行うためには、施業の共同化により効率的な森林・林業経営を行うことが重要である。

このため、森林組合等の林業事業体への保育等の森林施業や森林の経営の委託を促すことにより、計画的な森林施業の実施を推進することとする。

また、森林施業に消極的な森林所有者に対しては、町や森林組合等が協力し、森林の持つ多面的機能や適切な森林管理の重要性などの普及、啓発に努め、森林所有者の森林整備への積極的な参加を促すこととする。

さらに、不在村森林所有者等の頻繁に所有森林を訪れることができない所有者などについては、施業実施協定の締結等により具体的な施業の共同化を促し、適切な森林施業の実施を進めることとする。

## 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めることとする。

- ①共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するために必要な作業道、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関して必要な事項をあらかじめ明確にしておく。
- ②共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じて、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておく。
- ③ある共同施業実施者が①又は②により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を与えたり、または森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておく。

## 4 その他必要な事項

該当なし。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について第15-1表に記載する。

なお、路網密度の水準については、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方について第15-2表に記載する。



第15-1表 路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35 ~ 50	65 ~ 200	100 ~ 250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25 ~ 40	50 ~ 160	75 ~ 200
	架線系 作業システム		0 ~ 35	25 ~ 75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15 ~ 25	45 ~ 125	60 ~ 150
	架線系 作業システム		0 ~ 25	15 ~ 50
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	5 ~ 15	—	5 ~ 15

注 地域森林計画に定める「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」に適合する路網密度を記載する。

第15-2表 作業システムの考え方

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システム			
		基幹路網	細部路網	伐採	木寄せ 集材	枝払い 玉切り	運搬
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	150 ~200	30 ~75	ハーベスタ	グラップル (ウインチ)	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地	車両系	200 ~300	40 ~100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック

( 15° ~30° )	架線系		100 ~300	チェーンソー	スイングヤーダ (タローヤーダ)	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 ( 30° ~35° )	車両系	300 ~500	50 ~125	チェーンソー	クランプル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150 ~500	チェーンソー	スイングヤーダ タローヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 ( 35° ~ )	架線系	500 ~1500	500 ~1500	チェーンソー	タローヤーダ	プロセッサ	トラック

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ定めるものとし、その区域を第16表に設定する。

第16表 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
豊岡下杭ヶ谷	30	杭ヶ谷線	800	①	
尾原明後谷	20	明後谷線	500	②	

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針（平成22年10月6日治第714号）に則り開設する。

#### イ 基幹路網の整備計画

当該市町村に関する基幹路網について、地域森林計画に記載されている林道の開設及び拡張に関する計画に基づき第17表に示す。また、市町村森林整備計画概要図に図示する。

第17表 基幹路網の開設・拡張に関する計画

開設	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m) 及 び箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5年 の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業 専用道	下加茂	久西谷	700m	57		1	新設
開設	自動車道	林業 専用道	富永	尾山坂	300m	38		2	新設
開設	自動車道	林業 専用道	和田	宮の谷1号	130m	58		3	新設
開設	自動車道	林業 専用道	神瀬・舟津	年末水谷	2,600m	366		4	新設
開設	自動車道	林業 専用道	和田	虬井田	700m	39		5	新設
開設	自動車道	林業 専用道	三谷・大木	三谷大木	100m	39		6	新設
開設	自動車道	林業 専用道	上加茂	ふくろ谷	100m	42		7	新設
開設	自動車道	林業 専用道	尾原	矢ヶ谷	200m	39		8	新設
開設	自動車道	林業 専用道	小森	行森柿山	700m	39		9	新設
開設	自動車道	林業 専用道	尾原・福沢	中山	1,000m	46		10	新設
開設	自動車道	林業 専用道	上加茂	奥谷	100m	32		11	新設
開設	自動車道	林業 専用道	三納谷	黒杭父井谷	100m	30		12	新設
開設	自動車道	林業 専用道	豊岡下	引撫大勝	1,200m	67		13	新設
開設	自動車道	林業 専用道	上加茂・平岡	上加茂平岡	1,000m	31		14	新設
開設	自動車道	林業 専用道	美原	立石美原	100m	62		15	新設
開設	自動車道	林業 専用道	杉谷	上山長虬	500m	61		16	新設
開設	自動車道	林業 専用道	上竹	樽谷	530m	75		17	新設
開設	自動車道	林業 専用道	西	丸田	260m	15		18	新設
開設	自動車道	林業 専用道	豊野	高間	1,300m	150		19	新設
開設	自動車道	林業 専用道	田土・黒土・ 納地	清水	910m	60		20	新設
開設	自動車道	林業 専用道	吉川・黒山	刈尾	1,200m	92		21	新設
開設	自動車道	林業 専用道	納地	友田	1,040m	30		22	新設
開設	自動車道	林業 専用道	溝部	三飛	330m	108		23	改築
開設計	23路線				15,100m	1,576			
拡張	自動車道	林業 専用道	下加茂・上田 西	和中	1箇所	88		24	幅員改良

拡張	自動車道	林業 専用道	溝部	三飛	1箇所	108		25	幅員改良
拡張	自動車道	林業 専用道	上田東	日山谷	1箇所	144	○	26	幅員改良
拡張	自動車道	林業 専用道	和田	宮の谷1号	150m	58		27	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	溝部	三飛	400m	108		28	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	豊岡上	大谷	1,100m	36		29	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	神瀬・舟津	年末水谷	3,600m	366		30	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	高富・小森	行森柿山	700m	39		31	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	上田東	日山谷	2,100m	144	○	32	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	豊岡下・小森	引撫大師	1,800m	60		33	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	下加茂	久西谷	700m	57		34	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	尾原・福沢	中山	1,000m	46		35	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	富永	尾山坂	600m	38		36	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	豊岡下	引撫大勝	1,200m	67		37	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	上竹・竹荘	大蔵	3,716m	32		38	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	吉川・湯山・ 納地	舞地	2,145m	45		39	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	吉川	国曾の奥	1,460m	62		40	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	豊野	高間	2,500m	150		41	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	湯山・納地	清水	3,000m	100		42	舗装
拡張	自動車道	林業 専用道	納地・北	友田	2,000m	30		43	舗装
拡張計	20路線				幅員改良 3箇所 舗装 28,171m	幅員改良 340 舗装 1,438			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設す

る。

**イ 細部路網の維持管理に関する事項**

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

**4 その他必要な事項**

該当なし。

**第18表 森林整備施設の状況**

施設の種類の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

**第8 その他必要な事項**

**1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項**

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

**2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項**

高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入に当たっては、集材等の効率化を図るための路網密度の水準を参考とした低コストで効率的な作業システムに対応すること。なお、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を第19表に示す。

第19表 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒 造材 集材	町内一円	チェーンソー プロセッサ チェーンソー プロセッサ 林内作業車 小型集材機 タワーヤーダー	プロセッサ ハーベスター プロセッサ チェーンソー タワーヤーダー
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	地拵え作業機 下刈り作業機
	枝打	人力 リモコン自動枝打機	リモコン自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第20表 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
(旧加茂川) きのこ栽培 施設	豊岡地区	6 t	◇ 1				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について記載する。

(1) 区域の設定

鳥獣害被害防止森林区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として、別表3に定める。

**(2) 鳥獣害の防止の方法**

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせで推進する。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るように努める。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する。

**ア 植栽木の保護措置**

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

**イ 捕獲**

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

**別表3 鳥獣害防止森林区域**

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	該当なし	

**2 その他必要な事項**

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林組合及び森林所有者等による巡視などにより現地の被害状況を確認し、森林組合及び森林所有者等が行う防除活動等を推進する。

**第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項**

地域森林計画で定める森林病虫害の駆除及び予防その他の森林保護に関する事項 及び関係する行政施策を踏まえ、次の1～5について記載する。

**1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法**

**(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法**

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図る。

なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入する。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被

害の未然防止を図る。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

**(2) その他**

(1) のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

**2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）**

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林組合及び森林所有者等による巡視などにより現地の被害状況を確認し、森林組合及び森林所有者等が行う防除活動等を推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、緩衝帯の整備等を推進する。

**3 林野火災の予防の方法**

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

**4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項**

森林法第21条第2項に定める目的のために火入れを実施する場合においては、火入れ地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等に留意すると共に、吉備中央町火入れに関する条例の規定を遵守すること。

**5 その他必要な事項**

**(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林**

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林について、第21表に示す。

**第21表 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林**

森林の区域	備考
上田西 96林班イ～ト、131林班ハ～ホ	

**(2) その他**

ア 森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行うものとする。



イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林の区域内を対象とする場合は、当計画と十分に調整を図る。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

地域森林計画で定める保健機能森林の区域の基準に基づき、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められるものを定めるものとし、区域の設定に当たっては、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる森林組合の存在等を勘案する。

また、当該保健機能森林の区域は、字及び地番並びに林班及び小班により第22表に示す。

なお、備考欄には、制限林の種類別面積を記載するとともに、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林の区域と重複する場合にあってはその旨を記載する。

第22表 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

地域森林計画で定める保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針に基づき、択伐による複層林施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定めるものとし、造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項について第23表に定める。

なお、表の施業の区分欄には、造林、保育、伐採、その他の別を記載する。

第23表 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他び施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林 保育 伐採 その他	植栽は、景観を維持向上するカエデ類を中心とした広葉樹を育成し、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。 景観の向上に資するよう、必要に応じて、笹、不要な小径広葉樹等の刈り払いを行うものとする。 択伐を原則とする

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### (1) 森林保健施設の整備

地域森林計画で定める保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはそその樹高）をいう。）、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について第24、25表に定める。

第24表 森林保健施設の整備

主な森林保安施設	留意事項	
	整備及び維持運営	立木の期待平均樹高
計画無し		

#### (2) 立木の期待平均樹高

第25表 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
該当なし		

#### 4 その他必要な事項

該当なし。

### V その他森林の整備のために必要な事項

#### 1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域  
 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
加茂川 1	1 8 ~ 2 3、2 5 ~ 3 3、3 5 ~ 3 8	1,092.47
加茂川 2	2 4、3 4、3 9 ~ 4 6、5 3 ~ 6 5、8 6 ~ 8 9	1,386.58
加茂川 3	1 ~ 1 3、1 5 ~ 1 7、1 7 7、1 7 8	945.12
加茂川 4	1 4、4 7 ~ 5 2、1 0 0 ~ 1 0 2、1 0 8 ~ 1 1 9、 1 2 4 ~ 1 2 6、1 7 2、1 7 3、1 7 9	1,266.71
加茂川 5	6 6 ~ 8 5、9 0 ~ 9 9、1 0 3 ~ 1 0 7、1 2 7 ~ 1 3 5	2,318.40
加茂川 6	1 2 3、1 4 9、1 5 0、1 5 7 ~ 1 7 1、1 7 4 ~ 1 7 6	1,071.35
加茂川 7	1 2 0 ~ 1 2 2、1 3 6 ~ 1 4 8、1 5 1 ~ 1 5 6	1,170.30
賀陽 1	4 5 ~ 7 2	1,400.37
賀陽 2	1 ~ 2 1	1,045.83
賀陽 3	2 2 ~ 4 4	1,238.07
賀陽 4	1 2 2 ~ 1 5 2	1,538.05
賀陽 5	7 3 ~ 1 2 1	3,005.22

(2) その他

特になし。

2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたUJIターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努める。

第26表 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
計画無し				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし。

第27表 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状 (参考)		(将来)		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
計画無し					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

青少年に対して森林の働き、森林施業への関心を持たせ、或いは木材の良さを肌で感じ、ふるさとへの愛着を育むことを目的として、学校、森林ボランティア等と連携を保ち、森林・林業体験プログラムを計画・実践する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

地球温暖化防止など環境問題への関心の高まりを背景に、社会貢献活動の一環として森林保全活動に取り組もうとする企業が増えている。町でも平成20年に一企業と協定を締結し町有林の一部を活用し協働の森づくり事業を行っているところである。こうした森林づくりへ積極的に参加しようとするボランティア団体、企業等に対する支援活動にも積極的に取り組むこととする。

(3) その他

特になし。

6 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 町有林の整備

本町は現在人工林を中心に1,229haの森林を所有しており、人工林については、森林組合等に保育、間伐等を委託し実施することとする。

第28表 森林施業共同化重点実施地区における基幹路網の持続的な開設

路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積(ha)	備考
該当なし				